

成蹊大学における研究上の不正行為の通報窓口に関する規則

制 定 2015年3月4日
大 学 評 議 会
最新改正 2019年5月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学研究コンプライアンス基本規則(以下「基本規則」という。)第20条の規定に基づき、成蹊大学(以下「本学」という。)において研究上の不正行為が疑われる場合の通報窓口に関し必要な事項を定める。

(通報窓口)

第2条 不正行為に係る告発又は情報提供(以下「情報提供等」という。)に対応するため、通報窓口を学長室総合企画課に設置する。

2 通報窓口は、次に掲げる業務を行う。

(1) 不正行為に係る情報提供等の受付

(2) 不正行為に係る情報提供等の情報の整理並びに最高管理責任者への取次ぎ

(3) 成蹊大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する規則又は成蹊大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則に基づく調査結果に対する異議申立ての最高管理責任者への取次ぎ

(4) 次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望して情報提供等を行った者への通知

(不正行為に係る情報提供等)

第3条 不正行為の疑いがあると思料する者は、通報窓口を通じ、情報提供等を行うことができる。

2 前項の情報提供等は、情報提供等を行った者(以下「申立者等」という。)の氏名及び情報提供等の内容を明示した上で、書面、電話、FAX、電子メール等により直接窓口に対し行わなければならない。ただし、申立者等は、その後の手続における氏名の秘匿を希望することができる。

3 基本規則第2条第7号に規定する研究活動の不正行為に係る情報提供等の場合は、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

4 告発の意思を明示しない情報提供又は相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者の意思を確認した上で、告発に準じた取扱いを行うものとする。

5 匿名による情報提供等があった場合は、通報窓口は、その情報提供等の内容に応じ、顕名による情報提供等があった場合に準じた取扱いを行うことができる。

6 書面等によらず、通報窓口が受け付けたかを申立者等が知り得ない方法により情報提供等が行われた場合は、通報窓口は、申立者等に対し情報提供等を受け付けたことを通知するものとする。

(申立者等の保護)

第4条 通報窓口において情報提供等の受付に関係した者は、申立者等の氏名をはじめ、その対応を通じて知り得た内容を当該事案の調査等に関係する者を除き、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係者の排除)

第5条 通報窓口に係る業務に携わる者は、自らがその情報提供等に関係する場合又は申立者等と利害関係を有する場合には、当該情報提供等の処理、調査等は一切関与してはならない。

(情報提供等の受付後の調査)

第6条 情報提供等を受け付けた後の当該情報提供等の調査手順及び調査結果に対する措置については、成蹊大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する規則又は成蹊大学における研究活動の不正行為に係る調査等に関する規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2015年3月4日制定)

この規則は、2015年3月4日から施行する。

附 則 (2015年4月8日一部改正)

この規則は、2015年4月8日から施行する。

附 則 (2015年5月13日一部改正)

この規則は、2015年5月13日から施行する。

附 則 (2015年10月28日一部改正)

この規則は、2015年10月28日から施行する。

附 則 (2019年5月22日一部改正)

この規則は、2019年6月1日から施行する。